

○ 保険料(税)の計算方法【区市町村】……一世帯あたりの保険税(料)額の決まり方

(例)平成31年度(平成31年4月～令和2年3月)太島町の年間保険税

①医療分の保険税(料)

所得割額

加入者の基礎控除後の
総所得金額等

×
0.05

※加入者ごとに計算し、合算する

+

資産割額

世帯の固定資産税額

×
0.38

+

均等割額

世帯の加入者数

×
18,500円

+

平等割額

19,000円

※賦課限度額(61万円)

②後期高齢者支援金分の保険税(料)

所得割額

加入者の基礎控除後の
総所得金額等

×
0.013

※加入者ごとに計算し、合算する

+

資産割額

世帯の固定資産税額

×
0.1

+

均等割額

世帯の加入者数

×
6,200円

+

平等割額

4,300円

※賦課限度額(19万円)

③介護分の保険税(料)

所得割額

40歳～64歳の加入者の基礎
控除後の総所得金額等

×
0.012

※加入者ごとに計算し、合算する

+

資産割額

世帯の固定資産税額

×
0.08

+

均等割額

40歳～64歳の加入者数

×
8,000円

+

平等割額

5,200円

※賦課限度額(16万円)

合計額が1年間の国民健康保険税(料)

※保険税(料)率(所得割率・資産割率・均等割額・平等割額・年間限度額)は、区市町村によって異なりますので、他の区市町村については、別紙、保険税(料)率(市町村)及び保険料率(特別区)を参照してください。なお、資産割、平等割など区市町村によって採用していない項目は計算する必要はありません(「-」表示)。なお、所得等に応じて軽減措置があるため、詳しくは各区市町村へ確認してください。